

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2013. 7.10発行(通巻第435号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 小林石綿肺がん裁判、勝訴確定 2
石綿肺がん労災不支給処分取消訴訟／東京高裁
- 2012年度の脳・心臓、精神障害の労災認定状況発表 4
新認定基準での精神障害認定率は改善
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その33 古川和子 11
- 韓国からのニュース 13
- 前線から 17
マグロ漁船の怖い話

6月の新聞記事から／19
表紙／釜山市役所前での共同記者会見
(日韓石綿被害者交流で)

小林石綿肺がん裁判、勝訴確定！

石綿肺がん労災不支給処分取消訴訟／東京高裁

新日本製鐵君津製鉄所で11年5ヶ月の現場作業で石綿にばく露した職歴のある小林雅行さんが、発症した肺がんについて木更津労基署に労災請求したところ不支給処分を受けたため、この処分の取り消しを求めていた裁判で東京高裁は、処分の取り消しを命じた東京地裁判決を支持し、厚労省側の控訴を棄却した。厚労省は控訴せず判決が確定した。

判決は労災認定基準は不合理と判断したが、同趣旨の裁判において原告が勝訴した大阪高裁判決（英肺がん裁判、本誌2013年3月号参照）に続く判決であり、石綿肺がんの労災認定基準の間違い、不合理については、今回の判決で、司法的に決着することに

なった。

厚労省は、「原則石綿小体5000本以上」などを判定要件としている現行の石綿肺がん労災認定基準を一刻も早く改正し、石綿肺がん被害者に対して適正で幅広い労災補償を実施する責任がある。

同時に、不当な認定基準によって切り捨てられた石綿被害者の救済が急務だ。

韓国で石綿肺がん問題訴える

小林雅行さんは中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の副会長として、6月3、4日に釜山で行われた日韓石綿被害者交流（第2回）に参加して、自身の裁判について紹介し、石綿肺がん認定基準の改正、石綿被害者の幅広い救済を訴えた。

韓国における石綿被害の補償・救済は、制度的に先行する日本のものを踏襲しつつ進められる面があり、今後、日韓被害者の連携がますます重要になっていくことを確認して帰国、6月27日の控訴審判決を迎えたのだった。

大阪高裁判決に続いて、東京高



小林雅行さん（2013年6月4日釜山。日韓石綿被害者交流に参加）

裁においても原告が勝訴し、厚労省は上告せず確定したからには、両判決が指摘した「不合理な労災認定基準」は「被害者を幅広く救済する労災認定基準」に改正されなければならない。

家系の会の古川和子
「午後5時、電話相談に切り
替えて、会長(85)は『園生井側
は速やかに問題の算出を搬出すべきだ。過
去に不認定になった黒開設する。【大同乳業】

だしこそ、敢て過ちる所を指摘される認定基準の見直しを国に求めるものといふべき。石綿被災者の指標とされる由皮腫による死者は右肩上がりに増え、2011年は199

「被害者切り捨て」認める

人。石綿肺が患者はその
倍になるとされるが、労災
定者は過去五年間、4000人
前後ではほぼ横ばい。
ないが、患者は年々大していよいよ
悪化する団体は「未だ終
畢竟を減らすために効果的
策を打ち出せていない。司法
判断へ受け入れて基準を改
るべきだと」主張する。
問題はなつて、切る捨てで
基準」をこれ以上維持すれば
社会的な本質ではないに詰ま
だらう。

原告ら 厚労省は撤回を

めたい」と語った。

がつていると実質的に認め
た。今年2月には大阪高裁で

舍てない患者数は拡大している。患者支援団体は「国は未だ

埼玉県入間市の男性(61)が、労災と認めなかつた時の処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は27日、原告勝訴とした。審・東京地裁の判決を支持し、国の控訴を棄却した。奥田隆文裁判部長は「国の労災認定基準は不合理」と判断した。
[川名忠志]

が並んでいたアスベスト問題が軽視され、改修時に専門家を招いて防護策などを詰め、意見を聞く。今後「アスベスト飛散影響についても助言に關する協議」を受け、「大島利秀議長」は「5年後の2・5倍の1-250人」と予測した。
人石総理がん患者はその倍いるともられるが、労災認定も進むべきだ。

2013. 6/28 合同

石綿国基準 東京高裁も否定

肺がん発症

が必要な行政文部の見直し合を設置することに明かにした。福岡開業来日2月午後7時に初会合を開く。
厚生労働省労災保険審理室の話
と協議した上で、今後の対応を考えたい。

2013年6月28日 每日新聞

2012年度の脳・心臓、精神障害の 労災認定状況発表

新認定基準での精神障害認定率は改善

6月21日に2012年度の脳・心臓疾患、精神障害の労災認定状況が発表された。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034xn0.html>)

厚生労働省は、毎年、過重労働やストレスに関連するとおもわれるこれらの疾患に関する労災補償状況をこの時期にまとめて発表している。

労働の加重性を客観的に測るのは難しいが、長時間労働については数字で基準を定めることができあり、その基準を超えていれば認定となるため分かりやすい。脳・心臓疾患の認定件数のほとんどが、その数字をクリアしたものであろうと思われる。また、2011年12月に策定された精神障害の新認定基準でも長時間労働の具体的時間数が基準に取り入れられたため、今回の補償件数にどのように反映されたか注目されるところである。

今回、脳・心臓疾患、精神障害とともに、決定件数、支給件数が増加した。

いまだに5割を切る認定率

脳・心臓疾患の2012年請求件数は842件、

2011年より56件減、しかし決定件数は741件の23件増、支給決定件数は338件で28件増加した。そのため、支給件数を決定件数で割った認定率は昨年の43.2%から45.6%へわずかながら上昇した。ここ3年ほど認定率が低迷(40.9~43.2%)しており、増加へ転じたことは何よりだ。労災の認定率として5割をきっているという状況は、あまりにも低いからだ。多くの労働者にとって、大事故などによってケガを負った場合を除いて、労災保険に請求を行う行為自体敷居が高く、それでも敢えて請求をした労働者、遺族は労働によるものであると具体的に確信しているものだ。にもかかわらず、半分以上が不支給になるのは認定基準に問題があると考えられる。

認定件数以外に、業種・職種別、年齢別、労働時間数別などの数字も発表している。

業種別支給件数では「運輸業・郵便業」の91件が突出しており、「卸売・小売業」49件、「製造業」42件、「建設業」38件とここまで支給件数の半分以上を占める。職種別の支給件数は「自動車運転従事者」83件、「営業職」21件、「商品販売」18件、以下は17件~10件程度が続く、と「自動車運転手」が

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
区分	請求件数	889	767	802	898	842
	決定件数 ^{注2}	797	709	696	718	741
	うち支給決定件数 ^{注3} (認定率) ^{注4}	377 (47.3%)	293 (41.3%)	285 (40.9%)	310 (43.2%)	338 (45.6%)
うち 死 亡	請求件数	304	237	270	302	285
	決定件数	313	253	272	248	272
	うち支給決定件数 (認定率)	158 (50.5%)	106 (41.9%)	113 (41.5%)	121 (48.8%)	123 (45.2%)

突出しており、運輸業の過酷さを物語っている。1ヶ月平均の労働時間数別では、「60時間以上80時間未満」が20件、「80時間以上100時間未満」116件、「100時間以上120時間未満」69件、「120時間以上140時間未満」50件、「140時間以上160時間未満」16件、「160時間以上」31件、支給決定件数なので当然だが、ほとんどの事例が月80時間以上の時間外労働があったということだ。その他として、短時間の過重な業務や異常な出来事に遭遇したことによって認定されたものも36件あった。

長時間労働問題については、ワタミで居酒屋チェーン店の新入社員が過労自殺した事件や、そのような飲食業界で36協定に過労死ラインを超えた労働時間を可能とする特別条項があるのが常態化していることが知られており、より厳しく長時間労働を取り締まる対策が必要である。

新認定基準で決定件数・認定件数増

精神障害については、2011年度は新認定

基準での判断が最後の3ヶ月のみであったが、2012年度1年間はすべて新認定基準での判断となり、新基準の効果がどうであったか注目された。(新認定基準の内容については本誌2012年2月号参照)

2012年は請求件数では1272件(2011年度)から1257件へと減少したが、決定件数は1217件と143件増加し、認定基準改正の目的であった決定の迅速化の効果があったようである。支給決定件数も増加し、325件から150件増の475件となった。これまで30%前後が続いていた認定率も39.0%となった。

実際に審査期間は、2011年度平均8.5ヶ月であったのが、2012年度は8.2ヶ月へと短縮された。目標期間の6ヶ月とはいかなかったようだが、少し改善されたようである。それについて厚労省のHPでの報道資料に含まれていないが、発表当日が、全国労働安全衛生センター連絡会議による交渉日と重なり、交渉の場で厚労省担当者から聞きたしたものである。

またこれまで精神障害事案はすべて地方労災医員の専門医師3名による専門部会の

表2 精神障害等の労災請求・認定件数

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
精神障害等	請求件数	341	447	524	656	819	952	927	1136	1181	1272
	決定件数	296	340	425	449	607	812	862	852	1061	1074
	支給決定件数	100	108	130	127	205	268	269	234	308	325
	不支給件数	196	232	295	322	402	544	593	618	753	749
うち死亡	未決定件数	45	107	99	207	212	140	65	284	120	198
	請求件数	112	122	121	147	176	164	148	157	171	202
	決定件数	124	113	135	106	156	178	161	140	170	176
	支給決定件数	43	40	45	42	66	81	66	63	65	66
認定率		33.8%	31.8%	30.6%	28.3%	33.8%	33.0%	31.2%	27.5%	29.0%	30.3%

協議を経なければならず、協議会の開催・意見待ちでも時間がかかっていた。しかし、新基準では必ずしもすべてを協議にかける必要はなく、条件を満たしていれば、専門部会意見による判断以外に、主治医意見による判断、専門医意見による判断でも、決定することが可能になった。条件とは、例えば、労働基準監督署の調査で認定した内容と主治医の意見の疾患名、発症日、発症原因などが一致している場合などである。

今回支給決定された475件の内訳は、主治医意見で判断は126件、専門医判断は119件、専門部会判断は230件だった。このことも、迅速化に貢献したのではないだろうか。

38%が長時間労働

労働時間数別を見てみよう。1ヶ月の残業時間を20時間刻みに区分した表では、「100時間以上120時間未満」が66件で多く、「120時間以上140時間未満」46件、「140時間以上160時間未満」24件、「160時間以上」46件で、これを合計した、新認定基準で心理的負荷「強」となる時間数を満たす件数が182件だった。全体に占める割合では38%で、昨年度は95件29%で約10%の増加だった。

思ったよりも急増しておらず、これは認定基準が判断の現状の後追いであったということかもしれない。

160時間以上が46件あったが、「特別な出来事」で「強」と判断されるのは1ヶ月160時間以上の残業と3週間に120時間以上残業で、これに該当して認定されたのは43件ということなので、これを上回る件数の事案でこの長時間労働が認められたということである。

そして「20時間未満」が97件あったが、これを含めて、「80時間未満」である件数合計209件（全体の44%）は労働時間数では「中」

表2-6 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

区分	年度		平成23年度 うち自殺 (未遂を含む、)	平成24年度 うち自殺 (未遂を含む、)
	平成23年度	平成24年度		
20時間未満	63	4	97	3
20時間以上～40時間未満	19	2	25	3
40時間以上～60時間未満	15	4	29	8
60時間以上～80時間未満	15	4	26	13
80時間以上～100時間未満	29	9	32	7
100時間以上～120時間未満	38	15	86	17
120時間以上～140時間未満	28	9	46	15
140時間以上～160時間未満	8	5	24	6
160時間以上	21	7	46	14
その他	89	7	84	7
合計	325	66	475	93

注 その他の件数は、出来事による心理的負荷が重度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。

か「弱」であるが他の出来事で認定されたということになる。

職種別の支給件数を見ると、1番多いのは「専門的・技術的職業従事者」で117件、2番目が「事務従事者」101件、順位は2011年と同じであるが今回「専門・技術」がプラス39件、「事務」がプラス42件と大幅に件数が増加した。以下6位まで「サービス職業従事者」57件(19件増)、「生産工程従事者」56件(21件増)、「販売従事者」54件(14件増)、「輸送・機械運転従事者」33件(15件増)だった。ただ認定率で見ると「専門・技術」が40%であるのに対して「事務」は33%と差があり、事務職の場合、請求件数が多いが認定されるのは難しいと読み取れる。おそらく、心理的負荷の出来事の傾向によるものだろうと思われるが、それは職種別の出来事の件数を示してもらわないとわからない。

やはり低いパワハラ事案の認定率

では、心理的負荷となった出来事別の件数の表(次頁)を見てみよう。

認定件数の一番多かった出来事は「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」で59件、次が「ひどい嫌がらせ・いじめ、又は暴行を受けた」55件、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」51件、「病気やケガをした」45件と続く。次に「上司とのトラブルがあった」35件、「1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った」32件、「セクシュアルハラスメントを受けた」24件、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」17件、「顧客や取引先からクレームを受けた」13件、「配置転換があった」12件、以下は1桁数となる。「仕事内容・量の変化..」と「80時間以上の残業」「2週間以上連続勤務」が多いのは、やはり、労働者にとって仕事内容、仕事量の付加が大きいとして納得できる結果である。認定率もそれぞれ、47%、54%、60%である。それに対して、「役割・地位の変化」である

「退職を強要された」8件(26%)、「配置転換があった」12件(19%)は認定率が低すぎる。特に退職強要は負荷強度「Ⅲ」であるにもかかわらず26%ということは、74%は判断が「強」とならずに「中」以下に下方修正されたということであ

表2-3 精神障害の職種別請求、決定及び支給決定件数

職種(大分類)	年度			平成23年度			平成24年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数			
専門的・技術的職業従事者	318	263	78	274	204	117			
管理的職業従事者	48	45	21	50	51	26			
事務従事者	323	272	59	342	304	101			
販売従事者	167	148	40	140	154	54			
サービス職業従事者	20	98	38	153	141	57			
輸送・機械運転従事者	70	50	18	58	67	33			
生産工程従事者	33	20	35	147	131	56			
運搬・清掃・包装等従事者	37	29	12	46	41	15			
建設・採掘従事者	44	39	17	29	31	11			
その他の職種(上記以外の職種)	12	12	7	18	13	5			
合計	1272	1074	325	1257	1217	475			

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業従事者などである。

表2-8 精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の類型	具体的な出来事	平成24年度		平成25年度	
		決定件数		決定件数	
		うち白紙	うち支給決定件数	うち白紙	うち支給決定件数
1 事故や災害の体験	(重きの)汚氣やケガをした	77	5	10	1
	悲惨な事故や災害の体験、見撃をした	93	0	48	0
2 仁義の失敗、誤解等 責任の発生等	業務に関連し、重大な人命事故、重大事故が起こした	9	1	4	1
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	8	5	2	2
	会社でおきた事故、事件について、責任を負わされた	10	3	2	1
	自分の問題するに至り多額の損失が生じた	5	1	1	0
	業務に関連し、調査行為を強要された	4	0	0	0
	造成困難なルートが課された	10	5	8	4
	ノルマが当たる度できなかつた	13	5	4	2
	新規事業の担当になった、会社の説て面倒の担当になつた	11	4	5	1
	顧客や取引先から無理な口文を受けた	7	1	4	1
	顧客や取引先からクレームを受けた	20	7	6	2
3 仁義の変化	大きな眞明義や公式の場での発表を怠られた	1	0	1	0
	トモが不在になることにより、その代行を行された	3	1	1	0
	仁義内密・仕事中の(大きな)変化が生じざる出遇事があった	124	43	52	21
	1か月以上時間以上の時間が費縮せ行った	6	2	3	0
	2週間以上にわたって詰め合戦を行つた	2	1	1	0
4 役割・地位の変化等	勤務形態に変化があつた	4	0	3	0
	仁義のベース、仕事の変化があつた	5	4	3	0
	這樣を経験された	93	1	5	0
	自己貢献があつた	52	11	11	4
	転勤をした	37	9	5	0
	複数で担当していた業務を1人で担当するようになつた	7	3	1	1
	非正規社員であるとの追白等により、仁義上の差別、不利益取扱いを受けた	5	1	1	0
5 対人関係	自分の評判・評価があつた	19	5	2	1
	*下が述べた	3	1	0	0
	早朝昇勤制度のかえとなつた	3	0	3	0
	非正規社員である自分の契約雇用が迫つた	1	0	0	0
	ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	69	5	43	3
	上司とのトラブルがあつた	292	13	18	4
	同僚とのトラブルがあつた	35	4	2	0
6 セクシャルハラスメント	部下とのトラブルがあつた	3	1	2	1
	隸属してくれていた人の異動があつた	3	0	3	0
	トモがいたわつた	7	1	3	0
	同僚等の手錦・昇格があり、昇進で気を惹かれた	1	0	3	0
7 特別な出来事 ^{注2}	セクシャルハラスメントを受けた	17	1	6	1
	~	70	9	70	9
8 その他 ^{注3}	~	192	23	9	0
	合計	1074	176	325	66
^{注1)} 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発第226号「心身的負担による精神障害の認定基準について」別表1による。					
²⁾ 特別な出来事 ^{注1)} は、心理的情の負担が極度のもの等の件数である。					
³⁾ 「その他」は、評議の対象となる出来事があつめられなかつたもの等の件数である。					
⁴⁾ 当該は、未達を含む件数である。					

表2-5 精神障害の都道府県別請求、決定及び支給決定件数

平成24年度

	精神障害					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺
北海道	41	3	49	7	27	5
青森	6	1	5	1	3	1
岩手	10	1	12	1	5	0
宮城	32	3	32	9	22	7
秋田	5	3	4	3	1	0
山形	9	0	9	0	6	0
福島	16	1	21	6	11	2
茨城	21	3	18	1	11	0
栃木	6	3	6	3	4	3
群馬	6	1	10	0	3	0
埼玉	43	4	45	7	6	3
千葉	46	6	41	4	9	1
東京	241	24	227	39	90	21
神奈川	91	12	97	11	46	4
新潟	21	1	9	2	1	1
富山	4	0	5	0	2	0
石川	8	1	6	1	2	0
福井	7	3	10	4	7	2
山梨	9	1	13	2	4	0
長野	18	4	13	4	4	2
岐阜	19	6	10	2	6	1
静岡	24	3	17	1	7	2
愛知	67	9	83	12	19	3
三重	16	4	14	3	0	0
滋賀	13	0	15	1	8	1
京都	47	7	49	8	18	3
大阪	148	15	138	15	36	3
兵庫	62	10	53	12	24	6
奈良	11	1	5	0	1	0
和歌山	7	2	0	0	0	0
鳥取	4	1	4	1	2	0
島根	1	1	2	0	1	0
岡山	15	2	10	1	4	1
広島	27	3	36	5	16	5
山口	11	3	7	2	4	0
徳島	4	1	2	0	1	0
香川	6	2	8	3	3	2
愛媛	13	2	17	3	7	2
高知	11	0	10	2	6	2
福岡	43	9	34	7	16	3
佐賀	7	0	4	0	2	0
長崎	13	3	18	5	12	3
熊本	15	1	16	3	3	2
大分	8	2	10	2	3	0
宮崎	9	2	14	5	3	1
鹿児島	10	1	3	1	1	0
沖縄	3	1	6	1	5	1
合計	1257	169	1217	203	475	93

注 自殺は、未遂を含む件数である。

る。一旦職を失った後の再就職が難しく、職を得ても十分な給与でないことが多い現状をまったく考慮していないように思う。

「セクシュアルハラスメント」の24件は認定率53%と新認定基準で認定率があがった。やはり繰り返し行われた場合や事業主側の支援がない場合など「強」と判断する具体的な点を示された効果があったようだ。また「特別な出来事」の「強姦や本人の意志を抑圧して行われたわいせつ行為」で認定されたケースも9件あった。

213件と決定件数が最多でありながら認定35件と16%しか認定されなかつたのは「上司とのトラブル」である。2011年度もたつた7%しか認定されていない。昨年、厚生労働省によって初めてパワーハラスメントの定義が作られたが、労災認定には繋がらなかつたようだ。

最後に都道府県別の認定率について触れておく。全体で39%であったが、30%を切っているのは、秋田県(25%、認定件数1件／決定件数4件)、埼玉県(13%、6件／45件)、

愛知県(23%、19件／83件)、三重県(0%、0件／14件)、大阪府(26%、36件／138件)、奈良県(20%、1件／5件)、熊本県(19%、3件／16件)で、決定件数自体が少ない県はともかく、決定件数が多いのに認定率が低い埼玉、愛知、大阪は2011年も同様に15%、13%、17%と認定率が低く、審査に問題があるのではないかと思う。ちなみに東京は40%の認定率(90件／227件)で、神奈川47%(46件／97件)、兵庫45%(24件／53件)、北海道55%(27件／49件)と件数の多い県は認定率は全国平均より高い傾向が強い。大阪の労働安全衛生センターとして、この大阪局管内の問題は見過ごせない。今後何らかの対策を立てたい。



メンタルヘルスの労働相談



メンタルヘルス・ケア研究会 著

職場いじめ、パワハラ、セクハラ、うつ、自殺願望の労働相談が急増している。その背景には、リストラや倒産、サービス残業などの長時間労働、成果主義賃金などさまざまな要因が絡み合っている。個人的に起こっている問題は会社的、社会的な問題なのだ。

本書は、SOSを発している相談者に寄り添い、相談を受ける側の心構え、相談の仕方、会社との交渉、労災申請、会社の協力の下での職場復帰プロセス、アフターケアなどを具体的に分かりやすく解説。メンタルヘルス・ケアの労働相談マニュアルの決定版であるとともに、相談当事者・関係者必携の書！(2011.7)

緑風出版 四六判上製／244頁／1800円

連載 それぞれのアスベスト禍 その33

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

チエコ・ハルモニ

写真に取ることはできない法廷で絵を

6月3～4日の両日、釜山の梁山で『2013韓日石綿被害者ワークショップ』が開かれ、日本からは患者と家族の会、泉南国賠原告、石綿対策全国連、関西労働者安全センターなど21名が参加した。

日本の参加メンバーは、会議に先立って2日に釜山入りして打ち合わせを行った。そしてこの時間は同じ関西に住んでいても初めて親密に会話する人々が多く、とても意義あるものとなつたが、絵手紙の先生である中村千恵子さんもそのひとりだ。



チエ・ヒョンシク氏に絵手紙を渡した中村千恵子さん

暫らく前から知っている中村千恵子さんは、いつもスケッチブックを持ち絵筆を握っていた。裁判中もその法廷内の様子を描いていた。たまたま私は彼女の横に座つたこともあるがその時もひたすら意見陳述する原告の姿を描いていた。

今回の訪韓で親しく話をする機会を得た私は中村千恵子さんにいろんな事を教わった。絵手紙の書き方、心得、そして彼女が絵手紙を書く対象は「鬪っている人の姿」だという事も初めて知った。だから、彼女の描く絵はいつも躍動しているのだということも理解できた。

中村千恵子さんは今回の訪韓で多くの人々を描いた。最初は関西国際空港で出会った人々。その後は、釜山で出会った人々。地下鉄の中でも描いていた。その度に「あの方のお名前は?」と質問された。彼女の書く絵手紙は必ず名前を入れるからだ。通訳を務めてくださった鈴木明さんを描いた時は「お世話になるから少しサービスを」と、とても若く可愛く描き、彼女の茶目っ氣を感じた微笑ましいひとこまだった。中村千恵子さんは

今回の会議参加者の方々を描き、そしてご本人にプレゼントした。

訪韓後しばらくたって、中村猛さん（関西労働者安全センター事務局次長）から電話が入った。「中村千恵子さんの事が韓国新聞記事で紹介されている」という。早速、中村猛さんにチエ・エヨン氏（韓国石綿追放ネットワーク事務局長）からメールで送られて来たという新聞記事の翻訳を頂いた。

新聞記事は、日本からやって来た「絵手紙のおばちゃん」のことを韓国石綿追放ネットワークの諮問委員である言論人・アン・ジョンジュ博士によって「チエコ・ハルモニとの出会い」としてネイル新聞に紹介されたものだった。以下、その記事の一部を抜粋して紹介する。（中村猛氏翻訳）

「チエコ・ハルモニは今年 65 歳だ。3 日、釜山石綿共同対策委員会の主催で釜山で開かれた韓国と日本の石綿被害者ワークショップで初めて会った。ワークショップで発言したり発表する人々の話を熱心に書き取る筆者とは違い、彼女は筆を持ってスケッチブックに熱心に絵を描いていた。ワークショップが終わった後、スケッチブックは彼女が 2 ~ 3 分ごとにさっと描いた、しかし発表者の特徴をよく捉えたカリカチュアで一杯になっていた。おそらく 10 人を越える人が、後で彼女からカリカチュアの贈り物を貰ったようだ。その日の夕方、打ち上げの時、私の発表する姿が描かれた小さな団扇を貰った。記者出身である私は好奇心が動きだして、彼女をインタビューした。チエコ・ハルモニは絵を通じて人権擁護活動を行ってきた。国民救援会の役員で



梁山市の通度寺（韓国の三宝寺のひとつ）である夫と共に、裁判の傍聴などをしながら、写真で撮ることができない法廷で絵を描いてきた。10年前には『絵手紙での乾杯』という本も出した。彼女の活動と個人展示会は日本のテレビで放送され、朝日新聞にも紹介されたことがある。今までに何と 4000 人を越える人物を描いてきたという。そのおかげで人物の瞬間の動きを捕らえて 3 分もあれば手の平ほどの大きさで描き出す腕のよい絵手紙作家になった。」

昨年の 3 月に引き続き 2 回目の韓日石綿被害者交流会だったが、以前から交流している中皮腫患者のチエ・ヒョンシク氏、鉱山近隣被害のチョン・ジニヨル氏、釜山の第一化学被害者のパク・ヨング氏らとは長年苦しみを分かち合った同志の様な気がしている。さらに今回の交流会で彼らの姿を生き生きと描き本人に手渡した中村千恵子さんの存在は、国境は違っても、お互いに通じ合う心の絆を感じさせて貰った。

中村千恵子さんには、今後も闘う仲間の姿を描き続けて欲しいと願っている。

韓国からのニュース

■大林産業『爆発事故のトラウマ』労災認定／同僚の死体收拾した労働者「戦場と同じ経験」

勤労福祉公団は3日、今年3月14日に発生した大林産業・麗水(ヨス)工場の爆発事故現場で同僚の死体を収容した労働者11人が『急性ストレス反応と非気質性不眠症』で申請した労災療養を承認したと明らかにした。公団は「死体收拾など非日常的な状況を体験し、急性ストレスを受けたために労働者に精神疾患が発病した事実が認められる」と説明した。

業務上の事故を体験した労働者が外傷後ストレス障害で治療を受けた場合、追加傷病と認定され、労災補償を受けることができる。しかし外傷のない労働者の労災事故のトラウマが労災と認定されたケースは珍しい。公団関係者は「労災事故による集団的な精神疾患を労災と認定したのは今回が初めて」と話した。

プラント建設労組麗水支部のキム・ドヨン労働安全保健局長は「一緒に働いた同僚の腕と脚がちぎれた死体を直接收拾した労働者には、その日の事故はまるで戦場にいるような残酷な経験だった」。「事故以後とても辛く、プラントの仕事を辞めて異郷に離れて行った労働者も少なくない」と話した。実際、爆発事故当時に現場にいたイ・某(40)氏は、同僚の『助けてくれ』と泣き叫ぶ声が耳元でグルグル回ってしばらくは寝られず、現在も治療を受けている。これらは事故直後に外傷後ストレス障害に対する治療と補償を要求したが、大林産業側は外傷がないという理由で拒否し、論争になった。

一方、プラント建設労組と統合進歩党な

どで構成された『大林現場労働者大型惨事責任者処罰と再発防止のための対策委員会』はこの日の午後、雇用労働部・麗水支庁の前で記者会見を行い、管理・監督を疎かにした麗水支庁を糾弾した。対策委は「事件発生3ヶ月前の昨年12月、大林産業に対する安全指導の結果、3件を摘発したと発表したが、事件発生直後の精密な調査の結果、違反件数は1千件余りに達した」として「麗水支庁は結果的に職務を遺棄した」と批判した。対策委の関係者は「麗水支庁がこのような過ちを犯しながら、今まで一言の謝罪もしないなど、公共機関として当然の責任と義務を疎かにしている」として公開謝罪を要求した。2013年6月4日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■ムン・ソンミョン・源進労働者、労災死亡25周忌の追悼行事多彩に／「労災追慕を越えて、安全な国を作ろう」

ソウル・オリンピックが開かれた88年。15才で水銀中毒で亡くなったムン・ソンミョン君の死亡25周忌を迎えて、労働安全保健の課題を共有する多様な行事が行われる。

労働環境健康研究所は「23日から来月2日迄を『ムン・ソンミョン・源進労働者、労災死亡25周忌追悼週間』として、この25年間の労働安全保健活動を回顧し、未来を考える行事を行う」とした。今回の行事は二大労総と被災労働者協議会、保健医療連合など10余りの労働安全保健団体が共同主催する。

ムン・ソンミョン君は87年12月に田舎から上京して温度計製造会社で働き、2ヶ月目に水銀中毒に罹り、翌88年7月に死亡し

た。また88年には源進(ウォンジン)レヨンで二硫化炭素集団中毒事件が発生して全社会に衝撃を与えた。

追悼週間には、△23日、被災労働者・保健医療関係者連帯の広場、△24日、ムン・ソンミョン・源進労働者労災死亡25周忌追悼組織委員会の結成宣言記者会見、△28日、全国労働安全保健活動家大会、△29日、仕事と健康トークショー—25年間の労働者安全保健活動の成果と課題、△30日、ムン・ソンミョン・源進労働者労災死亡追悼祭、△7月1日、零細事業場労働者の安全保健改善のための韓日シンポジウム、など多彩な行事が繰り広げられる。2013年6月14日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■労災隠蔽の摘発は大企業労組の課題

#1－化学物質の爆発事故現場を訪問した労働安全活動家A氏は、現場の入口で大汗をかいた。事故が発生した大企業事業場の労組がA氏の出入りを阻止したのだ。大企業労組は、上級団体が事故に関して会社側を批判する声明を出したことに腹を立てていた。A氏を上級団体が派遣した者と誤解したのだった。A氏は「上級団体が派遣した者ではないという確認を受けた後、やっと現場に入ることができた」。「下請け労働者が事故で数人亡くなったのに、事業場のイメージ失墜をより心配する大企業労組の姿が苦々しかった」と話した。

#2－ある公企業労組が産業安全保健専門家たちと一緒に、全労働者を対象に産業安全保健の実態について、1年間大々的な研究活動を行った。労働者の作業環境、健康状態、事故形態、労災事例など、有意義な結果が書かれた報告書が出た。特に想像を絶する劣悪な作業環境は、社会的な公論化が切実な事案だった。労働者だけでなく、市民の安全に直結するからだ。しかし「賃金団体交

渉の時の交渉カードとして使わなければならぬ」という労組の方針によって、報告書は公開されなかった。

最近化学物質の爆発・漏出事故が続き、政府と国会が制度改善に声を合わせている。不十分ながら労災を減らすために処罰を強化し、事故を予防する側に議論は進められている。

法・制度と共に重要なことは、安全保健問題に対する社会的な認識の転換だ。このために大企業労組が監視の役割を忠実に果たさなければならない。現場の安全保健の実態を最もよく知っているのは労働者だ。中小企業の場合、労災事故が外部に知らされた瞬間に職場を失うことになる。契約を解約しようとする甲(大企業)の横暴を、乙(中小企業)には防ぐ方法がないからだ。

A氏は「企業殺人法など、懲罰を強化するのも重要だが、労組が大企業資本をキチンと監視できない状況では、無用の長物に終わる公算も小さくない」とし、「結局、その罰金は甲乙関係の横暴によって、中小・零細業者が契約を結ぶ過程で費用として抱え込むほかはないだろう」と憂慮した。労災が隠蔽される現場を放置したままで懲罰的な制度だけを強化すれば、ややもすると下請け労働者にその被害が転嫁されるという指摘だ。

政府のキチンとした管理・監督と同時に、大企業労組の反省も必要だ。労災隠蔽を摘発するのは大企業労組の重大な課題の一つだ。大企業資本に対抗できる組織は事实上大企業労組しかないからだ。2013年6月14日 每日労働ニュース キム・ウンソン記者

■2013年にもムン・ソンミョンはいる／ムン・ソンミョン君死亡25周忌追悼行事

25年前のソウル大病院小児科病棟。水銀・

シンナー中毒でムン・ソンミョン君が入院していた所だ。15歳、彼の年齢だ。

家が貧しく、高校に進学できないムン・ソンミョン君は、「働きながら夜間高校に通える」という中学の校長先生に手を引かれて温度計工場を訪ねた。それから1ヶ月が少し過ぎて腕と足の麻痺症状が出た。

ムン・ソンミョン君が仕事中に倒れたのは温度計工場で働き始めて2ヶ月目だった。しかし当時を正確に記憶する人々は、1ヶ月を少し超えた頃だったと口を揃える。それだけ水銀中毒は恐ろしかった。

労働部の労災処理は遅かった。そして3ヶ月が流れた。該当事業場に対する疫学調査など糾余曲折を経て労災処理されたムン・ソンミョン君は、ソウル大病院に入院した。しかしヨイドの聖母病院に移らなければならなかった。ソウル大病院は労災指定病院ではないということが理由だった。ムン・ソンミョン君は聖母病院に入院して2日目に亡くなった。オリンピック開催を前に全国が揺れていた88年7月2日だった。

ムン・ソンミョン君の死亡事件は源進レーヨンの労働者の闘いに火を点けた。87年1月、二硫化炭素中毒症状を示した4人の源進レーヨンの労働者が、大統領府と労働部に陳情を行った状態であった。ムン・ソンミョン君の死亡に衝撃受け自省した進歩・労働運動の活動家は、源進レーヨン闘争に自然に集まった。88年9月、源進レーヨン職業病被害者家族協議会はオリンピック聖火松明闘争を行った。91年に源進出身の労働者・キム・ポンファン氏が亡くなるとすぐに、源進職業病被害労働者協議会は労働部の議政府(ウィジョンブ)地方事務所の占拠など、137日間の葬儀闘争を行った。その結果、二硫化炭素に対する業務上災害認定基準が作られた。99年には緑色(ノクセク)病院と労働環境健康研究所など源進総合セ

ンターが開設された。

ムン・ソンミョン君の死と源進レーヨン労働者の闘いは、我が国の労働安全保健の歴史を搖るがす事件になった。

しかし2013年の韓国は依然として労災死亡国の汚名を雪げずにある。大林産業と現代製鉄だけでも爆発事故とアルゴンガスの漏出事故で11人が亡くなつた。

労働者の死の行列にも拘わらず原因は明らかになっていない。19歳でサムスン半導体の温陽(オニヤン)工場に入社し、悪性脳腫瘍の判定を受け、2012年5月に死亡した故イ・ユンジョン氏を含め、サムスン電子半導体・電気事業場で労災が疑われて死亡した労働者は62人もなる。韓国タイヤでは2006~2007年の2年間で15人が死亡し、2008年以後にも20人を超えて亡くなつたことが確認されている。

二大労総と労働環境健康研究所などが参加するムン・ソンミョン君・源進労働者労災死亡25周忌追悼組織委員会は24日午前、光化門広場で記者会見を行い「ムン・ソンミョン君が死亡し、源進レーヨンで韓国史上最大の集団職業病惨劇が展開されたその時期と比べても、現在はそれほど良くなつてはいない」と嘆いた。

25年前の源進レーヨン闘争に参加したパク・ソグン韓国進歩連帯共同代表は「25年前を追悼するだけでなく、再び記憶することを出発点に、労災関連の制度改善を行わなければならない」と強調した。2013年6月25日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

■安全保健公団-デパート業界『感情労働者健康保護』業務協約を締結

安全保健公団が感情労働に苦しめられるデパート労働者が、健康に働くように支援に取り組む。

公団は27日前、ロッテ百貨店、新世界デパート、ハンファガレリア、現代デパート、AK プラザデパートと『安全なデパート造りの業務協約』を締結した。協約は最近協力業者に対する大企業の災害予防責任が強調されている中で行われたもので、これによって公団は感情労働に伴う職務ストレスを予防するための『自己保護マニュアル』を開発・普及させ、各デパートは協力会社と一緒に共同の安全保健プログラムを運営することに同意した。公団と各業者は『安全誓約運動』共同キャンペーンも展開する。

公団によれば、流通産業を含む卸・小売業の産業災害が持続的に増加しており、協力業者の労働者に被害が集中している。協力業者の労働者が主として配置される建物清掃と施設保守、駐車場管理などの業務に事故が集中しているのが実情だ。

一方、全部で550万人と推定されるサービス・販売労働者の中で、顧客を直接相手にする労働者は350万人程度と把握されている。自分自身の感情とは関係なく顧客と対応する業務の特性上、顧客の言葉の暴力などによる精神疾患の問題は深刻だ。長時間立って働いて筋骨格系疾患を訴える労働者も少なくない。2013年6月28日 毎日労働ニュース ク・ウネ記者

■業務上疾病の認定範囲拡大／産業災害保険法施行令改正案、来月1日施行

業務上疾病的有害要因35種が追加されるなど、労災補償を受けられる業務上疾病的認定基準が広くなる。雇用労働部はこのような内容の産業災害補償保険法施行令改正案が、来月1日から施行されると明らかにした。

改正案は、複雑になった産業構造と作業環境の変化の中で、業務上疾病的有害要因

が増える傾向を反映した。職業性癌を誘発する有害要因14種と呼吸器系疾病の有害要因14種、急性中毒誘発化学物質7種など、35種が業務上疾病的有害要因に追加される。

職業性癌の種類も9種から21種に増える。今迄は原発性上皮癌(皮膚癌)、肺癌、喉頭癌、鼻腔と副鼻腔癌、白血病、多発性骨髄腫、悪性中皮腫、肝血管育腫・肝臓癌など9種だけが職業性癌と認定されていた。これからは卵巣癌、唾液腺癌、食道癌、胃癌、大腸癌、骨癌、乳癌、腎臓癌、膀胱癌、甲状腺癌、脳および中枢神経系癌、非咽頭癌の12種も職業性癌と認められる。

労働部はこれと同時に業務上疾病的範囲に『長期間・高濃度の石炭・岩石粉塵、カドミウムヒュームなどの粉塵に曝露して発生した慢性閉鎖性疾患』を追加・明示し、塵肺でなくとも適正な補償を受けられるようにした。

業務上疾病的相当部分を占める筋骨格系疾患については、退行性を伴うケースでも業務との関連性を評価して、業務上疾病的可否を判断する方針だ。これと関連して施行令に「身体に負担を与える業務によって、年齢増加に伴う自然経過的変化がより早く進んだことが医学的に認められれば、業務上疾病と見る」という内容も含まれた。

労働部はこの他に、脳心血関係疾患の原因となる慢性過労の認定基準に業務時間の概念を導入した。発病前12週間の業務時間が1週平均60時間を超過した時、業務と発病の関連性が強いとみて、これを基に慢性過労の可否を判断することにした。2013年6月28日 每日労働ニュース ク・ウネ記者

(翻訳：中村 猛)

前線から

マグロ漁船の怖い話

「借金を返すためにマグロ漁船に乗る」という話を聞いたことがあるが、いわゆる都市伝説というもので、無理やり乗せて働くことはまず起こらないと思う。役に立つかどうか分からない乗組員は狭い船内では邪魔なだけだし、漁獲量の減少、燃料費の高騰から漁業従事者の収入が下がっていることを考えると、あまり現実的な債権回収方法ではない。

都市伝説はともかく、上に挙げた理由から漁業就業者数は年々減り続けている。加えて就業者のうちの30%強は65歳以上であるため、慢性的な人材不足に悩まされている産業である。若年労働者が敬遠するきつい現場作業となると必ず利用されるのが外国人技能実習制度だが、調べてみると2011年度に養殖業も含めて500名弱の外国人技能実習生が働いている

だけであった。5万人以上の技能実習生の中では1%にも満たない。

このように漁業に従事している外国人技能実習生の人数は多くはないが、死亡事故は目立つ。本年だけでも2名が船の転覆などに伴い行方不明になっているほか、昨年も9月に貨物船との衝突事故で1名が行方不明になっている。2006年から2010年までの死亡報告件数は1件にとどまっているが、2000年から2005年までの6年間は毎年発生し、その人数は13名に及ぶ。運よく命が助かるものも含めると、事故件数はこの数に限らないだろう。

今回、海外から労災請求の助力を求められたケースは、船上における暴行による骨折である。被災者は、昨年10月マグロはえ縄漁船で作業中、転倒して右手橈骨にヒビが入ってしま

う。診察をした医師は1ヶ月の療養を認めだが、雇主は一人船員が欠けると作業に差支えるため就業を命じた。「魚のえさにしてやる」とか、「国元の親がどんな目に遭ってもよいのか」などの常套句で脅された被災者は渋々乗船したが、負傷した腕を抱えたままでは作業ははからない。本年1月の下旬、船倉から餌を取り出している被災者の作業の遅さに瘤瘻を起した日本人船員が、船倉の扉に負傷している彼の腕を挟んで完全に折ってしまった。このときはさすがに作業を中断し、最寄りの漁港で被災者を降ろしたが、そのまま船は出航、被災者は自力で住所地まで戻ったという。

被災者が所属していた漁協も冷淡なもので、米や牛乳を与えただけで放置していた。他の漁船の船長から「骨が折れとっちゃけん、病院に連れて行ってやらないかん！」と言われて初めて被災者を病院に連れて行く。しかし、漁協の担当者は日本語ができない被災者に代って疲労骨折だと医師

に説明していたと本人は述べている。そして病院ではレントゲンを撮っただけで、すぐに本国に帰国させられてしまった。本国で手術を受けて療養しているが、治療費がバカにならないと相談してきたのがつい最近であり、件の漁協に協力させてようやく療養補償給付と休業補償給付の請求を行うところまでこぎつけた。

ところで、先に紹介した行方不明事故のうち2件はこの漁協所属の船舶で発生しており、行方不明に至らなくとも捜索の結果救いだされたケースが1件報道されている。これらの事故はすべてマグロはえ縄漁船で起きたものである。はえ縄漁とは、漁場に縄を一定期間張り、幹縄から派生する枝縄に引っかかった魚を回収するという漁である。マグロのような大型魚の場合は何十kmも縄を張ることが

あるという。このため縄が他船と交差して転覆を引き起こす可能性も高い。このような漁では、船に救命筏の設置をし、作業者には救命胴衣の常時着用を義務付けるべきで、事故の多発は漁協の怠慢としか言いようがない。

今回相談を受けた事故は幸いにも命に別状はないものであったが、骨にヒビが入った状態で働き続ければ、この被災者も海に落ちていたかもしれない。漁協から返ってきた休業補償給付請求書の事業主証明欄に書かれていた船舶名をインターネットで検索してみると、2005年に転落事故を起こしているがわかった。機関長が海に転落し、その救助のために船長も海上に飛び込んだが、ふたりとも行方不明になったという。休業補償給付請求書に記された事業主の氏名は女性で、おそらく行方不明にな

なった船長の妻か母ではないだろうか。

一言言っておかなくては、とこの漁協に電話をかけてみた。すると担当の方から慌てて「あの、実はまた…」と切り出してくる。新規来日者が洋上訓練中に卒倒を起こしたらしい。緊急ヘリコプターで搬送し、病院で検査をしたが何も異常はない。本人も何が起ったのか分からずに訓練の続行を希望するが、船に乗せると再び倒れた。この漁協に来る技能実習生は現地では水産高校を卒業し、もともと船には慣れており、船酔いをするような者ではないという。

結局、その技能実習生は帰国することになった。もっともこのような船に乗せられて何があってからでは遅い。虫の知らせか海からの警告か、もしかしたらこの技能実習生、命拾いをしたのかもしれない。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●一部800円

●申し込み：Tel 03-3636-3882/Fax: 03-3636-3881
E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

6月の新聞記事から

6/3 福島第1原発事故直後に自殺した福島県須賀川市の農業男性の遺族が「原発事故が原因」として、原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てた和解仲介で、東電が因果関係を認めて賠償金を支払う内容で和解が成立した。原発事故による自殺を巡る賠償の和解は初めて。男性は、県産キヤベツなどの出荷自粛を国が県知事に指示した翌日の2011年3月24日に自殺。和解金は非公開。

原子力規制庁は高速増殖原型炉もんじゅから、原子炉等の状態を監視するための緊急時対策支援システム(ERSS)へのデータ送信が、約4時間半にわたって止まると発表。もんじゅ側の伝送サーバーの電源が何らかの原因で切れ、運転データが送れなくなった。再起動したところデータ送信が再開、約4時間半後に完全復旧。

6/4 印刷会社の従業員らが相次いで胆管がんを発症した問題で、印刷産業10団体でつくる日本印刷産業連合会(日印産連)は、印刷会社が使う洗浄剤について十分な情報提供を行うよう、化学メーカーに要望した。現場では危険性の低い洗浄剤への切り替えが急務となっている。

6/6 海外のアスペスト被害の拡大を防ぐため、産業医科大学(北九州市)が国連から委託を受けて対策マニュアルを完成させ、今月、300部ほどを約20カ国への行政機関やNGOに発送する。日本では製造・使用が全面禁止されたアスペストだが、輸出入に関する世界的な規制はない。国際機関が認定する総合的な対策マニュアルは初めてで「有害性を広く伝え、世界からアスペストを根絶したい」と関係者は期待している。

6/9 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(東京都)の本店で、てんかんの障害のある嘱託社員の女性が上司によるセクハラ、パワハラで睡眠障害を発症したとして、週内に同社と上司らに慰謝料など1100万円の支払いを求めて東京地裁に提訴する。女性は障害があることを前提に、ストレスや睡眠不足はてんかん発作の要因になるとして会社側に配慮を求めていたと主張。これを怠ったとして会社側の安全配慮義務違反を追及する。

6/10 校舎改修時の昨年10月に青石綿が飛散した大阪府立金岡高校で、新たに五つの破片から青石綿が確認された。新年度以降に同校で見つかったアスペスト破片は青石綿6個、白石綿8個の合計14個となった。校舎改修後、工事業者が清掃したはずだが、全室と廊下を専門家の指導下で近く改めて清掃する。学校と保護者、府教委は今後、専門家を含む第三者の協議会を発足させ、問題を検討してもらう予定だ。

6/11 日本看護協会は2期目の坂本すが会長の新執行部発足に伴う記者会見をし、2013年度の重点事業を発表。病院中心から病院と地域が連携した看護へ向かうとし、健康・安全な職場づくりや看護職の役割拡大、訪問看護の強化、質向上のためのデータベース構築など7項目の重点事業を紹介。同協会は2013年3月「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」をまとめて公表している。「ガイドライン」は、長時間労働や夜勤は看護師の健康や社会的活動参加だけでなく、医療事故につながるとしている。

6/12 肥後銀行に勤めていた男性(40)が過労で自殺したとして、同行に損害賠償などを求め熊本地裁に提訴した遺族が記者会見した。男性は昨年

10月に自殺した。3月19日には男性の自殺に絡み労使協定を上回る時間外労働をさせたとして、熊本労働基準監督署が同行の役員や部長ら3人を労働基準法違反(長時間労働)容疑で熊本地検に書類送検した。また、同月22日には、全行員約2300人のうち、2080人に残業代や休日出勤手当計約2億9000万円を支払っていないかったと同行が発表し19日付で支給した。

6/18 政府は平成25年版「自殺対策白書」を閣議決定した。24年の全国の自殺者数は前年比2793人減の2万7858人、9年以来15年ぶりに3万人を下回った。内閣府自殺対策推進室は「国や自治体などで進められてきた鬱病患者や多重債務者らへの自殺予防策が一定の成果をあげた」と分析。

6/20 三菱重工業神戸造船所でアスペストを含んだ断熱材などを扱う作業に従事し、肺がんで死亡したのは会社側が安全対策を怠ったためとして、下請け会社の元男性従業員の遺族が、三菱重工業と下請け会社「河原冷熱工業」に計2250万円の損害賠償を求める訴訟を神戸地裁に起こした。提訴は5月15日付。男性は1951年から約40年間、船の配管やタンクに断熱材などを取り付ける作業に従事し、退社後の93年4月に肺がんと診断され、翌月に死亡。2006年に石綿健康被害救済法により特別遺族年金の支給が認められた。

6/24 広陵町で平成23年6月、アスペストが使用されていた倉庫が無届けのまま解体され、県が対応を約1年間放置していた問題で、奈良県議会は工事を発注した大阪市のクレーン会社を建設リサイクル法違反容疑で県警に刑事告発するよう県に要請することを決めた。また、出頭請求に応じなかつた代表取締役を県議会が地方自治法違反容疑で告発することを決めた。県議会は昨年、地方自治法百条に基づく「倉庫の無届解体問題調査特別委員会」(百条委員会)を設置。11回の会合を経た最終会合で調査報告書をまとめた。

6/25 厚生労働省はアスペストを原因とする2012年度の労災認定件数などをまとめた。労災請求は1172人(前年比28人増)で、認定は1082人(同23人減)。疾病別では肺がん403人(同3人増)▽中皮腫521人(同23人減)などだった。死亡後5年の請求時効が過ぎた後に特別遺族給付金を支給されたのは166人(同127人増)。

6/27 勤務中にアスペストを吸って肺がんを発症し、埼玉県の男性が労災と認めなかつた国の処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は男性勝訴とした1審・東京地裁判決を支持し国の控訴を棄却した。裁判長は「国の労災認定基準は不合理」と判断した。同種訴訟の高裁判決は国側敗訴とした2月の大蔵高裁に続いて2例目。男性は11年5ヶ月にわたり石綿を扱う業務に従事。2003年に肺がんになり労災申請した。厚生労働省は07年、従事期間が10年以上でも石綿小体が肺1グラム当たり5000本以上必要との基準を示し男性の石綿小体は1000本台で不支給だった。

6/28 職場で経営者や上司から暴力や暴言、賃金不払い、セクハラなどの「虐待」を受けた障害者が、昨年10月から今年3月までの半年間で全国に194人いることが、厚生労働省の集計でわかった。うち4人に3人は最低賃金に満たないお金で働くされており、障害者の社会参加での課題が浮き彫りになった。